

資料編

1 用語の解説(五十音順)

【 ア 】

あおかきやま
青垣山

垣のようにめぐっている緑の山。本市においては、デルタ市街地などを取り囲む周辺の山々を形容する言葉として使用している。

アストラムライン

広島市の*都心に位置する本通駅を起点に、西部の丘陵地に位置する広域公園駅までの総延長18.4キロメートルの新交通システムで、平成6年8月開業。総延長のうち、*都心から1.9キロメートルは地下式となっている。シンボルカラーは「平和、寛大、理想」という意味を持つクロムイエロー(山吹色)。各駅はそれぞれ七つのレインボーカラーのうち1色を駅カラーとして用い、独自性を演出している。

おもてなしの観光

広島を訪れた人に「また来てみたい」「住んでみたい」と感じてもらうために、本市が推進している観光施策。その一環として、*交通結節点や多くの観光客が周遊する市内中心部を重点地区に定め、ごみや落書きのない花と緑あふれる美しいまちにするための取組や、川を生かした取組を行うとともに、観光案内機能の充実をはじめとした受入態勢の整備を行っている。

【 カ 】

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更(宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替えや切土・盛土など)をいう。

回遊性

まちなかの回りやすさ、巡りやすさ。

ガラス面の広告

建築物の窓等のガラス面に屋内側から掲出する広告物。屋外広告物法によれば、ガラス面の外側に表示する広告物は、屋外広告物に該当し、「広島市屋外広告物条例」の規制対象となるが、屋内側から外に向けて表示するものについてはこの規制を受けない。ガラス面への屋内側から公衆に向けて表示する広告物に対し規制を行うためには、景観計画において建築物の基準にその基準を盛り込むなどの対応が求められる。

雁木

河岸から川に降りる階段状の船着き場。潮の干満に関係なく乗り降り、荷の積み降ろしができる。太田川の川辺には舟運が盛んだった江戸時代頃から数多くの雁木が造られ、近年の高潮対策事業に合わせて新たに造られたものも含め、広島デルタには現在でも約400の雁木が存在する。

旧日本銀行広島支店

昭和11年竣工、地上3階、地下1階の鉄筋コンクリート造の建物。延べ床面積3,214平方メートル。原爆の爆心地からわずか380メートルという近距離で被爆しながらも、その堅牢性から建設当時の姿を現在もほぼ残している。平成4年3月、基町に同支店が移転するまで利用された。平成12年7月、広島市の重要有形文化財に指定され一般公開されている。

供木運動

昭和20年8月の原爆被害からの復興において、「広島の地を永遠の緑でおおわれた平和郷に」という呼びかけで、本市が広島県内の市町村に供木を募った運動。昭和32年から昭和33年の2か年で約6千本の苗木が寄せられ、平和大通りの緑地帯などに植樹された。

橋りょう

道路、鉄道、水路などの輸送路において、輸送の障害となる河川、他の道路や鉄道などの上方に、これらを横断するために建設される構造物。市街地において、効率的な土地利用の観点から、道路上あるいは河川上の空間に連続して建設される高架橋を含む。

区の魅力と活力向上推進事業

住民と協働して企画力を発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を、行政が効果的に支援することで、地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを目指し、区役所が平成24年より実施している事業。

クラスター状

“クラスター(cluster)”とは、英語でブドウなどの果実や花の“房”を意味する。幹線道路の周囲に住宅団地や工業団地などが房状に開発され、連携して集合体となった状態を示す。

景観協議会

景観法第15条の規定に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行う組織。その構成は、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、住民その他良好な景観の促進のための活動を行うもの等の様々な立場の関係者によるもの。

景観協定

景観法第81条の規定に基づき、計画区域内の一団の土地について良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項について締結する協定。

景観計画

景観法第8条の規定に基づき、計画区域における良好な景観の形成に関する方針や、建築物等の形態意匠の制限・高さの最高限度など良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を盛り込む計画。建築物等の新築、増築などに当たっては届出が必要であり、当該届出に係る行為が行為の制限に適合しないときは、勧告などを行うことができる。

景観条例

良好な都市景観を形成することなどを目的とする条例で、本市では、平成18年3月に制定。同年4月から施行。景観法に基づく景観計画の策定手続、景観資源の登録、景観審議会の設置などについて規定している。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的とする景観に関する総合的な法律。平成16年6月制定、平成16年12月施行。

建築協定

建築基準法第69条の規定に基づき、住宅地の環境や商店街の利便の維持・増進を図ることなどを目的として、一定区域内の土地の所有者等が、建築物の敷地や位置、用途、形態などの基準について協定を締結する制度。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱

世界遺産原爆ドームの*バッファゾーンを対象エリアとして、建築物や屋外広告物等のデザインの適正な景観誘導を図るため建築確認等に先立って本市と事業主等が景観協議を行うための手続を定めたもの。平成7年に制定。平成18年に改正し建築物等の高さ基準を追加。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

交通結節点

異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗継施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などが挙げられる。

高度地区

都市計画法第8条の規定に基づき、市街地環境の維持等を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

ごみ・花・自転車

平成24年度から取り組んでいる本市の重点施策のうち、次に掲げる三つを総称する言葉。

「ごみのないまちづくり」

広島を訪れる人が「また来てみたい」「住んでみたい」と感じるような、清潔でごみのないまちを目指した取組。

「花と緑と音楽の広島づくり」

市民や*事業者などとの連携・協働による花と緑と音楽あふれる美しいまちの実現に向けた取組。

「自転車都市づくり」

通勤や通学、買物、観光などさまざまな場面で自転車が活用されるまちを目指した取組。

【 サ 】

西国街道

江戸時代の山陽道(京都～下関)の呼び名。

シーケンス景観(動的景観)

自動車や鉄道車両などの乗り物での移動や、人が歩きながら見る眺めなどのように、視点の移動に伴い継起的に変化する景観。

市街化区域

都市計画法第7条の規定に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域より構成される。本市においては約160平方キロメートル(令和2年4月1日現在、市域面積の約18%)が指定されている。

市街地再開発事業

都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の一種。都市再開発法第2条の2に基づき、低層の木造建築物が密集するなど生活環境が悪化し災害の危険性もある市街地において、細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物(再開発ビル)を建築するとともに、道路、公園などの公共施設やオープンスペースを整備し、安全で快適な都市環境を創造する事業。

事業者

地域団体、NPO、企業、大学、商店街、社会企業家など社会的な目的をもって活動する多様な主体を指す言葉。

自助、共助、公助

住民と地域社会、行政の役割分担を指す言葉。「自助」とは、自分の責任で自身が行うこと。「共助」とは、自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、近隣や地域が協力して行うこと。「公助」とは、個人や地域など、民間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行うこと。

視対象

特定の場所から眺められる環境とその構成要素のこと。

視点場

環境を眺める人が立つ位置やその周囲の空間・状況のこと。

自由通路

既存の停車場内で鉄道と交差し、専ら歩行者、自転車の交通の用に供する道路又は通路等をいう。

集約型都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造。

集落地

田園地域等で一定の建築物が連たんし、一体的なコミュニティを形成している地域。

縮景園周辺建築物等美観形成要綱

国指定の名勝であり、かつ、本市の重要な観光資源である縮景園周辺を対象エリアとして、建築物や屋外広告物等のデザインの適正な景観誘導を図るため、建築確認等に先立って本市と事業主等が景観協議を行うための手続を定めたもの。平成19年に制定。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

準用工作物

建築基準法第88条(工作物への準用)に規定する、同法第6条の建築確認を要する工作物。建築物ではないが、建築物に準じる扱いを受けるためにこう呼ばれる。

スカイライン

山や建築物等が空を区切ってつくる輪郭線。

西風新都アーバンデザイン推進要綱

西風新都の優れた都市景観を作り上げるために、景観上大きな影響を及ぼすと思われる一定規模以上の宅地開発や建築物の建築を行う場合などにおいて、造成計画、形態意匠などに関し本市と事業主が景観協議を行うための手続を定めたもの。西風新都エリアを対象として平成7年に制定。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

【 タ 】

地区計画制度

都市計画法第12条の5の規定に基づき、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合った土地利用など、きめ細かい規制を行う制度。指定された用途地域の規制を強化、緩和することができる。

都市機能

都市における経済活動や教育、文化、福祉、居住などを支える質の高いサービスを提供する機能。

都市基盤

道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園など、都市活動の基盤(インフラ)となる公共施設のこと。

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

都市の健全な環境の維持・向上に寄与することを目的として、樹木や樹林の保存に関する必要な事項を定めた法律。昭和37年5月制定、施行。

都市美協議制度

良好な景観を形成していくため、広島市全域を対象エリアとして、一定規模以上の建築物について、形態意匠、緑化、広告物などに関し本市と事業主が景観協議を行う制度で、昭和55年から実施。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

都市ブランド

都市に対する市民、*事業者、来訪者などからの評価であり、都市が有する無形資産の一つである、まち全体の魅力の度合い。

都心

都市の中心部。本計画においては、交通などの利便性に優れ、多くの人々が集う本市の中心であると同時に、多様な*都市機能の集積により広島広域都市圏の中心としての役割を果たす地区を意味している。都心の範囲は、おおむね東は広島市民球場を含む広島駅周辺地区や段原・皆実地区、北は城北路、西は天満川左岸、南は広島大学本部跡地を含む国道2号で囲まれたエリア。

土地区画整理事業

市街地開発事業の一種。土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

【 ハ 】

バッファゾーン

緩衝地帯を意味し、本計画では、世界遺産である原爆ドームの周囲の良好な環境を確保するため、平和記念公園及びその周辺の区域を対象に設定した緩衝地帯を指す。本市においては、このバッファゾーンを対象区域として、景観計画及び景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱により景観形成のための基準を設けている。

広島港色彩計画

広島港の景観づくりを進めるため、広島港の共通色や14地区のエリアカラーを設定し、平成16年に策定した計画。一定の要件に該当する建築物等については、当計画に基づき広島県等との協議が必要。

広島市基本構想

広島市基本構想は、地方自治法に基づき、広島市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想について定めたもので、現行のものは令和2年7月に策定された。

広島市都市デザインアドバイザー会議

広島らしい個性的で魅力のある街づくりに寄与することを目的に、本市が建設する建築物や土木構造物等のうち、特に美観的な配慮を必要とする施設のデザインについて協議調整するために設置する、学識経験者や色彩の専門家などの有識者により構成する組織。昭和55年に前身となる「広島市建築物デザイン審査会」を設置し、平成14年に「広島市公共建築デザイン検討会」に改称、平成24年に現名称に改称した。

広島市まちづくり要綱

市民主体のまちづくりを促進するため、まちづくり活動に対する支援の内容等の必要な事項を定めた要綱。昭和59年4月に制定。

広島平和記念都市建設計画

* 広島平和記念都市建設法の公布・施行後に、それまでの広島復興都市計画(昭和21年及び24年策定)に置き換わる新たな都市づくりの計画として昭和27年3月に決定した都市計画。

広島平和記念都市建設法

広島市を、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として建設することを目的に、昭和24年8月6日に公布・施行された法律。

ひろしま街づくりデザイン賞

魅力あるまちづくりに対する市民意識の高揚等を図るため、良好な景観の形成に貢献すると認められる優れた建築物や緑化、街並み形成などを表彰する制度。平成6年度に創設し、これまで174件の物件などを表彰。

広島市路上違反広告物除却推進員制度

市民ボランティアを本市の路上違反広告物除却推進員に任命し、道路上のはり紙や立看板等の違反広告物の除却を推進する制度。平成15年7月に制定し、10月から活動を開始。

二葉の里歴史の散歩道

広島東照宮や國前寺など二葉の里周辺に多く立地する神社・仏閣を中心として、東区牛田新町からJR矢賀駅までの間に点在する歴史的な資源を結ぶ散歩道。地元まちづくり団体によるボランティアガイドなどが実施されている。

平和大通り沿道建築物等美観形成要綱

広島の顔である平和大通り沿道を対象エリアとして、建築物や屋外広告物等のデザインの適正な景観誘導を図るため建築確認等に先立って本市と事業主等が景観協議を行うための手続を定めたもの。昭和58年に制定。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

ペDESTリアンデッキ

歩行者の安全性や快適性、速達性を確保するため、自動車の走行面と立体的に分離された歩行者専用の通路や広場。駅前広場をまたいで駅と建物をつないだり、建物同士を2階レベルで結んだりするのに用いられる。

【 マ 】

水の都ひろしま

市街地を流れる6本の川と瀬戸内海を都市づくりの重要な資源と捉え、整備された水辺や河岸緑地などにおける様々な活動を促進するため、平成15年に官民協働で制定した構想で、質の高い水辺空間や魅力的な水都文化の形成を目指すもの。

「水の都ひろしま」推進計画

「*水の都ひろしま」を実現することを目的に、市民や企業の連携・協働のもと、様々な取組を計画的に、また効果的に進めるための実施計画。市民、経済・観光関係者、行政(国・県・市)で構成する「水の都ひろしま推進協議会」が平成15年1月に策定し、その後数年ごとに改訂している。

【 ヤ 】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設、製品、環境などをデザインすること。

【 ラ 】

ラッピング広告

対象物を包み込む(ラッピング)手法により広告を表現する方法。本市では、平成15年から社会実験を開始し、市民から概ね好意的に見られていたことから、平成17年度から景観への配慮やデザイン性を審査した上で、ラッピングバス・電車の屋外広告物条例上の許可を行っている。

リバーフロント建築物等美観形成協議制度

「*水の都ひろしま」を特徴づけるリバーフロントをより美しく、快適に、魅力あるものにするため、建築確認等に先立って本市と事業主が平成元年から実施している景観協議。デルタ市街地の主要河川及び港湾沿いの地区における一定規模以上の建築物等について、形態意匠、緑化、広告物などに関する協議を行っている。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

2 景観審議会委員名簿

区 分	職 業 ・ 役 職	ふりがな 氏 名
学識経験者	広島大学 名誉教授〔建築〕	すぎもと としまさ 杉本 俊多 (会長)
	広島工業大学 名誉教授〔都市計画〕	もりやす ひろし 森保 洋之 (副会長)
	広島大学 名誉教授〔土木〕	ふじ い かつし 藤井 堅
	広島修道大学 国際コミュニティ学部 地域行政学科 教授〔環境〕	み うら ひろゆき 三浦 浩之
	広島市立大学 芸術学部 デザイン工芸学科 教授〔都市景観〕	よし だ ゆきひろ 吉田 幸弘
	福山市立大学 都市経営学部 都市経営学科 教授〔都市経営〕	わたなべ かずなり 渡邊 一成
	ポップラ・ペアレンツ・クラブ理事〔まちづくり〕	まさもと だい 正本 大
	カラースタジオ「IRIS」代表取締役〔色彩〕	こ だま のり こ 児玉 紀子
	広島大学 法学部 教授〔行政法〕	おりはし ようすけ 折橋 洋介
各種団体の 関係者	(公社)広島県 建築士会 会員〔建築士〕	たか た ゆ み 高田 由美
	広島広告美術協同組合 理事長〔広告業〕	うち だ けん じ 内田 賢司
	広島県 屋外広告士会 会長〔屋外広告士〕	はま だ ゆき お 濱田 行雄
市民委員		しげとう よしひさ 重藤 吉久
		こすげ か よ こ 小菅 加代子

(令和3年10月現在：敬称略)

3 これまでの景観形成の取組

西暦 (和暦)	都市美及び都市デザイン に関する計画等	景 観 協 議	公共施設デザイン検討	そ の 他
				優秀建築物表彰要綱制定 (S53(1978)) 優秀緑化施設表彰要綱制定 (S53(1978)) 広島市屋外広告物条例制定 (S54(1979)) 広島市屋外広告物審議会設 置(S54(1979))
1980 (S55)	広島市都市美計画 策定(S56(1981)) (都市美スケッチ)	都市美協議制度試行 (S55(1980)) 平和大通り美観協議制度 試行(S56(1981)) 平和大通り沿道建築物等 美観形成要綱制定 (S58(1983)) 「都市美協議制度」を各区 役所にて本格実施 (S59(1984))	広島市建築物デザイン審 査会設置(S55(1980)) 広島市公共建築デザイ ン検討会に名称変更 (H14(2002)) 広島市都市デザインア ドバイザー会議に名称 変更(H23(2011))	
1985 (S60)	広島市総合サイン 計画策定 (S62(1987))	リバーフロント建築物等 美観形成協議制度制定 (H元(1989))		冊子「広島ー都市美づくり この10年 風景の創造へ」 発行(市政100周年記念)(H 元(1989)) 写真集「写そう残そう私の 広島」発行(市政100周年記 念)(H元(1989))
1990 (H2)			道路景観づくりの手引策 定(H2(1990))	水の都整備構想策定 (H2(1990)) ひろしま街づくりデザイン 賞創設(H6(1994)) 水の都モデル整備計画策定 (H6(1994))
1995 (H7)		西風新都アーバンデザイ ン推進要綱制定 (H7(1995)) 原爆ドーム及び平和記念 公園周辺建築物等美観形 成要綱制定(H7(1995))	ひろしま2045ピース & クリエイト制度創設(H7 (1995)) ひろしま2045：平和と 創造のまちに名称変更 (H13(2001))	冊子「都市広島1945-1995 &Futureー都市デザイン50 年の軌跡と新たな風景づく り」の発行(被爆50周年記念) (H8(1996)) 写真集「写そう残そう私の 広島1995」発行(被爆50周 年記念)(H8(1996))

西暦 (和暦)	都市美及び都市デザイン に関する計画等	景 観 協 議	公共施設 デザイン検討	そ の 他
2000 (H12)	広島市の魅力ある風景 づくりに関する基本的 な方針策定(H14(2002)) 広島市の魅力ある風景 づくり基本計画策定 (H16(2004))			「水の都ひろしま」構想策定 (H15(2003)) 広島市路上違反広告物除却 推進員制度(H15(2003))
2005 (H17)	広島市景観条例制定 (H18(2006)) 広島市景観形成基本計 画策定(H20(2008))	原爆ドーム及び平和記念 公園周辺建築物等美観形 成要綱改正(H18(2006)) 縮景園周辺建築物等美観 形成要綱制定 (H19(2007))		専門家によるラッピング広 告の審査(デザイン協議)開 始(H17(2005)) 広島市景観審議会設置 (H18(2006)～) 写真集「広島 時を経て今」 発行(被爆60周年記念) (H19(2007))
2010 (H22)	広島市景観計画策定 (H26(2014))	景観法に基づく届出等に 係る事前協議制度に関す る取扱要綱制定 (H26(2014))		アジア都市景観賞受賞 (H23(2011))
2015 (H27)	屋外広告物条例改正 (H27(2015)) 原爆ドーム及び平和記 念公園周辺の眺望景観 のあり方～南北軸線上 の眺望景観を中心とし て～策定(H31(2019))			写真集「写そう残そう私の 広島2015」(被爆70周年記 念)
2020 (R2)	原爆ドーム及び平和記 念公園周辺の眺望景観 における南北軸線上の 眺望景観の目指すべ き姿を実現するための 具体的方策策定(R2 (2020)) 広島市景観計画一部改 定(R3(2021))			

